

(1) 役員の定数

理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません(医療法第46条の5第1項)

(2) 理事に加えなければいけない者

開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えなければなりません(医療法第46条の5第6項)

(3) 役員の欠格事項

次のいずれかに該当する者は、医療法人の役員になれません(医療法第46条の4第2項)。

また、監事は、当該法人の理事又は職員を兼ねることはできません(医療法第46条の5第8項)。

- ① 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③ 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 役員及び社員として適当ではない者

次のいずれかに該当する者は、役員・社員として適当ではありません。

- ① 法人と取引関係にある営利法人の役職員
(関連会社・MS法人の役職員、顧問税理士等)
- ② 監事については、
 - ア. 診療所等の会計処理に携わる者
 - イ. 理事と親族関係にある者
 - ウ. 抛出している社員
- ③ その他、役員及び社員としての職務遂行上支障があると思われる者